

お互い様づくり行動計画

いつまでも住み続けたい町



「あったかす」を目指して



～地域住民が主役となる助け合い・支え合いによるお互い様の新たな仕組みづくり～

平成26年3月

鷹栖町

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進行、一人暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯の増加、個人の価値観・生活スタイルの多様化、さらに長引く景気の低迷などから、家庭や地域の相互扶助機能の低下や住民同士のつながりが希薄化していく中、町民の誰もが安心していつまでも住み続けたいと思う町づくり、地域社会づくりの重要性がますます高まっています。

本町におきましては、このような社会情勢の変化により生じている課題への対応や東日本大震災を契機に地域の助け合い・支え合いの重要性が再認識されている現状などを踏まえ、「お互い様づくり行動計画」を策定いたしました。

本計画は、第7次鷹栖町総合振興計画に位置付けられている「地域福祉の充実⇔お互い様づくり」により、「いつまでも住み続けたい町あったかす～地域住民が主役となる助け合い・支え合いによるお互い様の新たな仕組みづくり～」の実現を目指すものであります。

今後、計画の推進にあたりましては、鷹栖町総合振興計画や鷹栖町社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画との整合性や他の福祉関連計画との連携を図りながら、地域住民、事業所、社協、行政がそれぞれの役割を果たし、協働のもとに施策の展開に取り組んでいくことが重要と考えています。つきましては、町民並びに関係諸団体の皆様より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきましたお互い様づくり行動計画検討会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や住民座談会などにご協力いただきました多くの町民や事業所、関係団体の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

平成26年3月

鷹栖町長 谷 寿男

◆ 目次

<計画の概要>

1. お互い様づくりとは …… 1P
2. 今、なぜお互い様づくりが必要なのでしょう …… 1P
3. お互い様づくり行動計画ってどんな計画 …… 1P
4. 計画の期間は …… 2P
5. 計画の策定の中で住民はどのように関わったのか …… 2P
 - (1) アンケート調査による間接的な関わり …… 2P
 - (2) 住民座談会による直接的な関わり …… 3P

<計画の基本理念>

1. 計画の体系 …… 7P
2. 重点施策の具体的な行動計画 …… 8P
 - 【重点施策1 相談窓口の体制整備・強化】 …… 8P
 - 【重点施策2 見守り活動の体制整備・強化】 …… 9P
 - 【重点施策3 居場所づくり】 …… 11P
 - 【重点施策4 買い物支援】 …… 12P
 - 【重点施策5 権利擁護の推進・充実】 …… 13P

<計画の推進>

1. 計画を進めていくためには …… 14P
2. 社協との強い連携によるお互い様づくりの推進 …… 14P

<資料>

1. お互い様づくり行動計画策定検討会委員名簿 …… 15P
2. お互い様づくり行動計画策定検討会の開催経過 …… 15P
3. お互い様づくり行動計画策定検討会設置規則 …… 16P

◆ 計画の概要

1. お互い様づくりとは

老若男女、障がいの有無関係なく、すべての住民が住み慣れた家庭や地域の中で、安心してその人らしい自立した日常生活を送ることができるように、住民や各種団体、事業所、鷹栖町社会福祉協議会（以下「社協」という。）、行政などがお互いに助けたり、助けられたり、支えたり、支えられたりの関係づくりをいいます。

2. 今、なぜお互い様づくりが必要なのでしょうか

- ◆ 少子高齢化や核家族化の進行などにより、家庭や地域でお互いが助け合い、支え合うという住民相互のつながりが薄れてきている。
- ◆ 児童や高齢者への虐待、配偶者からの暴力（DV）、ひきこもりによる孤立化などの新たな社会問題が発生している

公的サービスだけでは、きめ細かく十分な対応は困難

地域における住民同士の「助け合い・支え合い」による「**お互い様づくり**」が重要

3. お互い様づくり行動計画ってどんな計画

第7次鷹栖町総合振興計画では「地域福祉の充実⇔お互い様づくり」⇒ 助け合い・支え合いづくりの意義・意識高揚に努め仕組みづくりを進めることと位置付けられている。

そこで、広く住民などの意見を聞き入れた計画を策定するために、「アンケートや住民座談会」により、住民・各種団体・事業所・社協・行政などが「現状・ニーズ把握」が出来るだけでなく、住民自身が自分の住んでいる地域の現状・課題などに「気づき・向かい合うこと」ができる。

そこから、住民の主体的な参加と各種団体・事業所・社協・行政などの協働の下に、それぞれの役割を明確にすることが「お互い様づくり」を行動に起こす（仕組みをつくる）ための計画であるとともに、社協が策定する「地域福祉実践計画（以下「実践計画」という。）」と十分に関連性・連動性を持つことが重要になります。

4. 計画の期間は

この計画は、平成26年度から平成31年度までの6ヵ年とします。また、社協が策定する実践計画と十分リンクした計画とするため、実践計画の策定プロセスにおける住民座談会の意見などを随時反映させるため、毎年、見直しを行います。

5. 計画の策定の中で住民はどのように関わったのか

計画の策定にあたっては、下記の方法により広く住民などの意見を聞き入れました。

(1) アンケート調査による間接的な関わり

- ① 全世帯を対象とした「助け合い・支え合い」づくり住民アンケートの実施(H25.3)
 - ・ 町内会長や班長などの協力のもと、81.3%（対象世帯；2,585世帯、回収世帯；2,102世帯）の回収率となり、住民から意見を聞くことが出来ました。
- ② 中学2年生を対象としたアンケートの実施(H25.6)
 - ・ 中学校の協力のもと、生徒から回収し、94.0%（対象生徒；84人/回答生徒；79人）の回収率となり、生徒ならではの意見を聞くことが出来ました。

<アンケート集計結果の主な内容>

◆全世帯用アンケート

① 相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・ 困りごとがあったとき、どこに相談に行けば良いかわからない・ 不安・悩み・困りごとは家族・親族などの身近な人に相談している・ 身近な場所で、誰でも気軽にに行ける相談窓口がほしい
② 見守り活動	<ul style="list-style-type: none">・ 将来一人になった時の生活が心配だ・ 一人暮らし高齢者や障がい者への定期的な見守りが必要・ 見守り体制の仕組みづくりのために個々の同意を得て個人情報を活用することは良い・ 民生委員、福祉委員、行政との情報共有をもっと連携してほしい
③ 町内会・地域活動	<ul style="list-style-type: none">・ 町内会の班単位で話合いやイベントが出来るような付き合いが必要・ 隣近所とは、挨拶をする程度や立ち話をする程度がほとんど・ 気軽に集まれる場所がない・ ふらっと立ち寄りお茶が飲めたりおしゃべりできる場所がほしい
④ 買い物・交通	<ul style="list-style-type: none">・ 店舗（エコープ北野など）が無くなると買い物難民が増える・ 移動販売などをしてほしい（地元の野菜などを買えるように）・ 車がなければ生活できない町だ、生活困窮者の交通手段の対策を
⑤ 除雪	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢になった時、一番不安に思う事は除雪である・ 除雪車の置いていく重たい雪の処理に困っている
⑥ その他	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者や障がい者の施設が充実していない・ 将来の健康、介護、経済的なことが心配だ・ 情報をもっと効果的に周知してほしい

◆中学2年生向けアンケート

① 地域との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・たかす熱夏フェスタや各地区文化祭や盆踊りなどの参加 ・住民の人にあいさつをしたら返してくれる ・大人と一緒に町内会などのイベントや行事の企画をしてみたい
② 町内の利用する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ない (23.6%) ・サンホールはびねす (17.1%)、総合体育館 (16.2%)、海洋センター (15.5%)、住民センターの図書室 (14.7%)
③ 鷹栖町への愛着度	<ul style="list-style-type: none"> ・住み続けたい (51.9%) ・住み続けたくない (13.9%) ・まだわからない (34.2%)
④ 鷹栖町の好きなどころ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かで空気が良い ・いろいろなイベントがあり、楽しく活動できる ・公園の数が多い ・トマトジュースがおいしい ・町の人みんなが仲いいところ ・挨拶をしたら返してくれること
⑤ 鷹栖町の嫌いなどころ	<ul style="list-style-type: none"> ・店が少ない、病院がよいところがない、バスが少ない! ・街灯が少ない ・中学生でも遊べる公園があまりない ・図書室 (小・中・住民センター) の設備の悪さ

(2) 住民座談会による直接的な関わり

① 町内会主催による住民座談会の実施 (H25.9~11)

- ・全世帯を対象としたアンケートの集計や分析結果をもとに各地域の課題とテーマを設定し、住民自身が自分の地域について、「声・想い・活動」を直接出し合うことなどを目的に、町内会を14圏域に分け延262名の参加者からたくさん意見を聞きました。

② 町内の任意団体主催による座談会の実施 (H25.10、H26.1)

- ・鷹栖ソーシャルワーカー懇話会 (町内の社会福祉士で構成される会)、鷹栖町自立支援協議会 (障がいに関する協議・検討をする機関) の2団体において、「お互い様づくりとは？」をテーマに専門職の立場として意見を聞きました。
- ・ぬくもり友の会 (地域住民が主体的に活動している町内の先進的な会) では、「友の会が10年後も元気に活発な活動をしていくためには」をテーマに、友の会の今後の展開も含め、すでに地域活動を実践している地域住民の方々の意見を聞きました。

<住民座談会の概要、主なテーマ・意見、様子>

- ◆時 期；平成25年9月28日～平成26年1月18日
- ◆箇 所；町内会；14箇所、団体；3団体 合計) 17箇所
- ◆参加数；町内会；延264名、団体；64名 合計) 延328名
- ◆住民座談会開催一覧表

開催日	時間	会場	町内会・団体	参加人数
9/28(土)	14:00～	大成町内会館	大成	13
10/16(水)	18:30～	鷹栖住民センター	鷹栖北・南	15
10/20(日)	10:00～	14区会館	14区	13
10/21(月)	15:30～	はぴねす2階	鷹栖町自立支援協議会	13
10/23(水)	18:30～	北野住民センター	北野東・北野西	29
10/26(土)	10:00～	21区会館	21区	11
	13:30～	13区会館	13区	12
	17:00～	ぬくもりの家	鷹栖ソーシャルワーカー懇話会	5
11/6(水)	18:30～	北野住民センター	1区・2区・3区・4区・5区・天満・8区・9区・10区・11区	33
11/9(土)	13:00～	中央住民センター	向日葵・第27・北央・豊央・30区	24
11/10(日)	10:00～	鷹栖住民センター	15区・第16区・17区・18区・瑞穂・有明・第23・25区	6
11/12(火)	13:00～	北斗住民センター	共和・34区・北斗・36区・37区・吹上・真正・知遠別	46
11/13(水)	18:30～	北成住民センター	北門・成和・北栄・北維	18
11/17(日)	10:00～	北野住民センター	シンフォニー	11
11/20(水)	19:00～	鷹栖住民センター	ハーモニー	19
11/23(土)	15:00～	共栄会館	共栄	14
1/18(土)	11:00～	ぬくもりの家	ぬくもり友の会	46

<住民座談会の主なテーマ・意見など>

●テーマ；孤立しない・させないためには

- ・気軽に集まってお茶が飲める場所を作る
- ・回覧板を回すとき直接手渡しをして会話をする
- ・町内会でイベントや飲み会をする
- ・挨拶をする
- ・スポーツや趣味を持って外に出る

●テーマ；地域を自分をもっと元気に盛り上げるためには

- ・サロンや食堂を作って人が集まれる場所を作る
- ・子供から大人までいられる場所をつくる
- ・地元の食材でお店、カフェ、居酒屋などを作る
- ・地域の集い・イベントを企画する
- ・町内会行事を増やして顔を合わせる機会を増やす
- ・公民館を盛り上げる、みんなでラジオ体操
- ・パレットヒルズの星空を名所に
- ・町営バスは手を挙げた場所で乗れるようにする
- ・声を掛け合う、見守り、気配り
- ・移動スーパー、IT 環境整備

●テーマ；手助けできること・してほしいこと

<手助けできること>

- ・話を聞くこと、話し相手
- ・挨拶、子供への声かけ、登下校時の見守り
- ・お酒や趣味の相手

<手助けしてほしいこと>

- ・出かけるときの移動手段
- ・徘徊している人への声かけ
- ・除雪、買い物など
- ・話し相手、悩み事相談
- ・障がい者への理解、サポート

●テーマ；あなたは買い物をどうしますか

- ・お店が送迎してくれるサービスがあると良い
- ・福祉バスを利用して買い物ができるようになれば良い
- ・移動販売車を利用したい
- ・自分の目で見て品物を選びたい
- ・宅配サービスを利用したい
- ・タブレットを全戸配布し注文する

●テーマ；人と人とがつながるためには

- ・挨拶プラス一言をかける
- ・自分が得意なものを教える
- ・食べ物を囲んで幅広い世代で交流会

【次ページに続く】

- ・小学生と地域の人との交流
- ・困った人が声を出せる環境を作る

●これからも安心・安全に暮らしていくためには

- ・助け合い、思いやり、目配りを大切にする
- ・子供たちの見守り
- ・住民の特技を活かして交流活動をする
- ・挨拶、声掛けなどをして名前と顔を知る
- ・除雪機、車の共同利用
- ・イベント、飲み会などの集う機会を定期的につくる

●いつまでも元気にいるためには

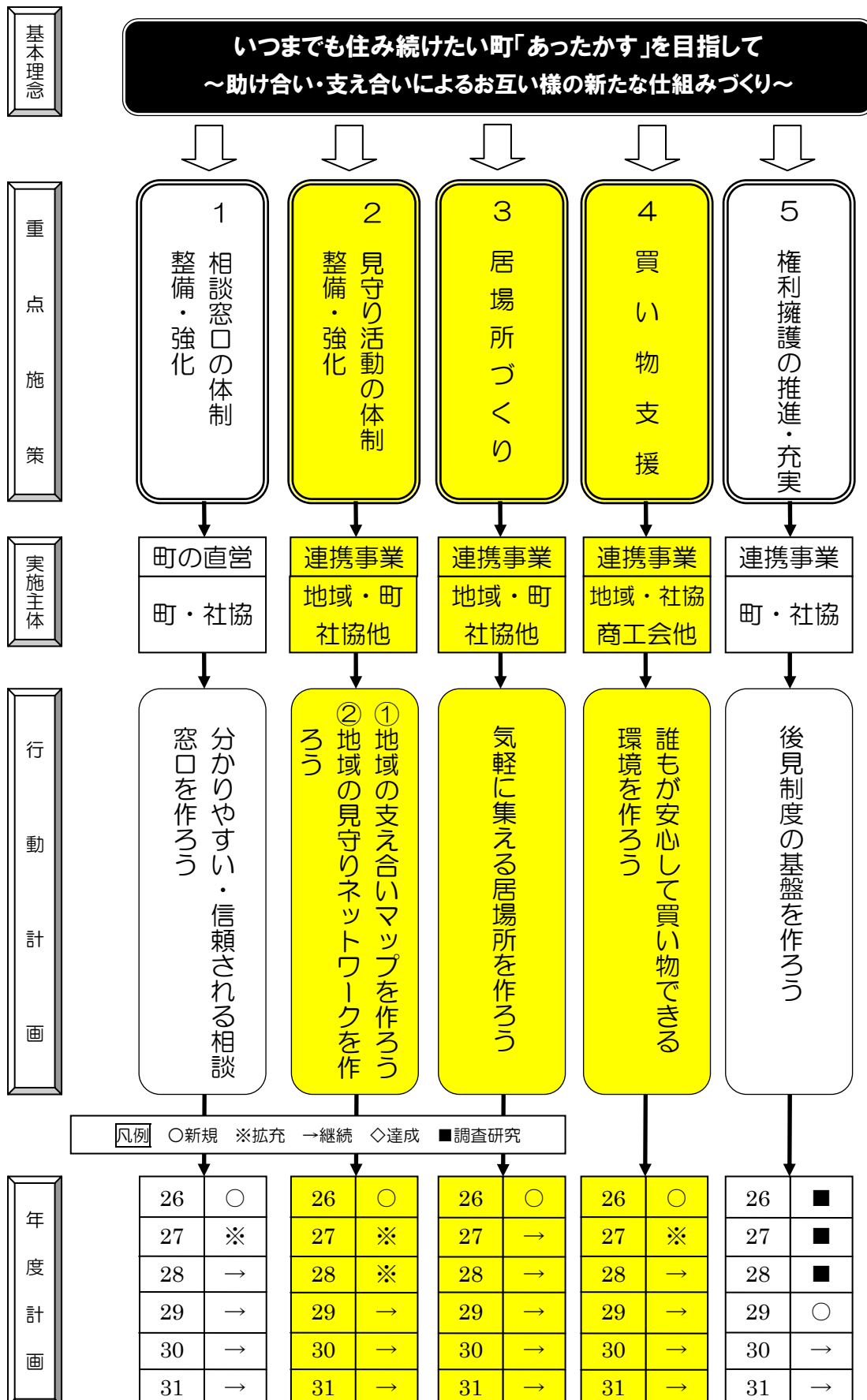
- ・人と人とのつながりを大切に笑顔でいる
- ・趣味を持って人と会って交流する
- ・人に迷惑をかけない、自分の身は自分で守る
- ・100日チャレンジで健康維持
- ・早寝早起き、規則正しい生活をする

<住民座談会の様子（写真）>



◆計画の基本理念

1-1. 計画の体系



2. 重点施策の具体的な行動計画

【重点施策1 相談窓口の体制整備・強化】

具体的行動	分かりやすい・信頼される相談窓口づくり	
内容	「どこに相談して良いか分からない、誰でも気軽に相談できる場所がほしい」などの意見・要望に答えるために、生活福祉相談センターを設立し、「高齢・障がい・子育て・生活困窮・近隣トラブルなど」の相談を、社協やその他関係機関・団体などと強く協力連携しながら、相談者に寄り添った相談支援体制の整備・強化を行う。	
財源区分	町費、国・道補助金	
実施主体	町、社協	
協力連携	民協、町内事業所、幼稚園、児童クラブ、消防、警察、町内会など	
町の役割	①新たに「社会福祉士」を地域包括支援センターに配置する。	
	②地域包括支援センター（高齢者）、基幹相談支援センター（障がい者）を統合し、児童分野も併せ持つ「生活福祉相談センター」を設立する。	
	③生活福祉相談センターの職員スキルアップのための職員研修を行う。	
	④困難事例などをテーマに地域ケア会議を定例化させる。	
	⑤社協の体制強化のため地域福祉コーディネーターの配置（新規）に向けた準備・協議を行う。 ※国・道補助金などの活用	
地域や社協に期待すること	地 域	社 協
	心配、不安、困り事は抱え込まずに生活福祉相談センターに相談すること	公的サービスで解決できない相談ごとに対する仕組みづくり
効果 ・ 成果	生活福祉相談センターを設立することで、福祉相談員、社協、事業所などと連携し、それぞれの特性を生かした相談解決に向けた体制ができる。	
	生活福祉相談センターを設立することで、どこに相談して良いか分かりやすくなり、相談者に寄り添った信頼される相談窓口となることが期待できる。	
	地域ケア会議を定例化することで相談機関が情報共有することができる 社協の体制を強化することで、今まで以上に地域で埋もれていた悩み・困り事などを発見でき、地域活動のつなぎ・サポートなどを担うことができる。	
年度計画	H26	
	社会福祉士の配置・育成・実践	
	生活福祉相談センターの設立及び職員のスキルアップ研修	
	地域ケア会議の設立・定例化	
	地域福祉コーディネーターの配置（新規）に向けた準備・協議 ※国・道の補助金の申請予定	

【重点施策2-① 見守り活動の体制整備・強化】

具体的行動	地域の支え合いマップを作ろう		
内 容	社協や民協の協力を得て、見守り対象となる「要援護者台帳・地域（町内会）の支え合いマップ（以下「マップ」という）」作成及び効果的な活用		
財源区分	国・道補助金		
実施主体	町内会（地域住民）、町		
協力連携	社協、民協、老人会		
町の役割	①要援護者情報を共有するために民協の協力を得て、要援護者から情報共有するための「同意書」を取り、「要援護者台帳」を作成する。		
	②要援護者台帳を各団体と情報共有するための仕組みをつくる。 ※情報共有団体とは 町内会、社協、民協、警察、消防、役場関係部署（福祉課・総務企画課（防災担当））		
	③要援護者台帳を各町内会と情報共有するための仕組みをつくる。		
	④要援護者台帳の既存システムによる管理・更新を行う。		
地域や社協に期待すること	地 域	社 協	
	①町が情報共有をするために同意を得た要援護者台帳をもとに、社協や民協の協力を得て、地域（町内会）で気になる人・心配な人などを加えた「マップ」をつくること。 ②マップを定期的に更新・見直しすること。	「要援護者台帳」を基に、住民の主体形成を図りながらマップをつくること。	
要援護者	・ 65 歳以上の一人暮らし高齢者 ・ 75 歳以上の高齢者のみ世帯 ・ 障がい者のいる世帯	※情報共有するために町が同意を取る要援護者 (H26 高齢者、H27 障がい者)	
	・ 町内会で気になる人・心配な人など	※町内会の独自情報	
効 果 ・ 成 果	町内会が主体となる見守り活動の体制強化、見守り意識の高揚が図られる。		
	災害時の安否確認に活用ができる。		
	要援護者の方々だけではなく、きめ細かな見守りを行うための基盤ができる。		
年度計画	H26		
	要援護者情報を共有するための「同意書」を取る（高齢者）		
	町より要援護者台帳の情報提供 「マップ」の更新・見直し		

【重点施策2-② 見守り活動の体制整備・強化】

具体的行動	地域の見守りネットワークを作ろう	
内容	高齢者・障がい者世帯・生活困窮世帯など、日常生活からの「孤立⇒孤立死」を未然に防ぐために、地域全体が日常生活上での見守りを習慣化（意識づけ）する。何か少しでも気になることがあった時は、すぐに生活福祉相談センターに連絡する仕組みをつくることで、地域で安心して暮らすための支え合える関係をつくる。	
財源区分	国・道補助金	
実施主体	町内会（地域住民）	
協力連携	社協、民協、老人会、事業所、民間業者、町	
町の役割	①地域住民や民生委員児童委員などの見守り活動や相談受入体制の強化を目的として、スキルアップのための支援を行う。また関係団体との合同研修会を定期的に行う。 ※市民後見や成年後見制度などの研修会や講演会などの開催	
	②民生委員児童委員、福祉委員、老人会の見守り団体における情報共有のための合同研修会を行う。	
地域や社協に期待すること	地 域	社 協
	①要援護者などが地域からの孤立を防ぐために、地域の支え合いマップを活用するなどして、地域での見守り（声かけ、屋内の電灯、洗濯物、郵便ポスト（新聞・郵便など）、顔を見せない（集まりなどに来ない））を習慣化すること。 ②気になる人・心配な人などがいる時は、すぐに「生活福祉相談センター」に相談すること。	既存の安否確認事業を拡充した地域での見守りネットワークづくり。
効果 成果	今まで気になるけど相談できずに埋もれていたことが、「生活福祉相談センター」へ相談することで、未然に地域からの孤立、虐待などを防ぐことができる。	
	地域住民の主体的な見守り意識が強くなる。 地域住民の見守りの目が多くなり、不審者などに対する防犯効果も期待できる。	
年度計画	H26	
	買い物支援における御用聴きサポーター・配達員による安否確認 ※重点施策4とリンク	
	民間企業との連携の検討（例；トドックとの見守り契約締結など） 町内事業所の主体的な見守りとの連携の検討（例；ぬくもりの家えんの活動）	
	社協（福祉委員）、民生委員児童委員、老人会（友愛活動員）、町（社会福祉士）による定期的な見守り	

【重点施策3 居場所づくり】

具体的行動	気軽に集える居場所を作ろう	
内 容	地域で誰もが気軽に集える地域サロン（借家、空き家、既存の地域交流スペースなどを活用）をつくる	
財源区分	町費、国・道補助金	
実施主体	地域住民、社協、町	
協力連携	民間業者	
規模・形態	①モデル事業（エーコープ北野）やサロン立ち上げ講座などを実施しながら、自宅型サロンも定着させる（社協の支援） ※場所、内容の全てにおいて地域住民主体で進めていく ※社協は、町からの受託事業として自宅型サロンの推進を図る	
	②拠点型については、地域と十分意見交換を行い必要に応じて進めていく ※公設民営による展開（モデル事業）	
	③自主財源による運営を基本としながら、サロン立ち上げへの補助を行う。 ※実施要綱に基づき、活動費の補助を行う（一定期間）	
	④既存のサロン活動への支援	
町の役割	①自宅型サロン推進のため、社協へ委託（委託料の支払い）する。	
	②モデル事業としてエーコープ北野から、「公設民営」の拠点型サロンを実施するために施設改修などを実施し、住民センター区域ごとを目安とした拠点型サロンの場所の提供などを行う。	
	③生活福祉相談センター職員がサロンへ定期的に訪問・参加する。	
	④国や道などの補助金を有効活用する。 ※施設改修、その他経費	
地域や社協に期待すること	地 域	社 協
	①地域で気になる人・心配な人などを、地域サロンに声かけをして地域から孤立しないためのきっかけの場にする。	①自宅型サロンを推進するための「サロン立ち上げ講座」などを実施すること。
効 果 ・ 成 果	仲間づくり、近隣とのつながり、世代間交流の起点となる	
	悩みごと相談、困りごとの発見ができ、生活福祉相談センターや社協へ相談する体制ができる	
	情報交換・情報提供・情報共有ができる	
	高齢者の介護・認知症予防対策、引きこもり対策が期待できる	
年度計画	H26	
	サロン立ち上げ講座などの開催（地域住民との座談会の開催含む）	
	モデル事業の実施	
	希望者への支援	

【重点施策4 買い物支援】

具体的行動	誰もが安心して買い物できる環境を作ろう	
内 容	社協、商工会が中心となり要援護者（★）を対象とした宅配、送迎、移動販売などの新たな仕組みづくりを行う	
財源区分	町費、国・道補助金	
実施主体	社協	
協力連携	商工会、町	
要援護者（★）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の一人暮らし高齢者 ・ 75 歳以上の高齢者のみ世帯 ・ 障がい者のいる世帯 ・ 乳幼児・妊産婦のいる世帯 ・ 上記以外で買い物が困難と判断される世帯 	
支 援 ポ イ ン ト	宅配 支援	御用聴きサポーターによる注文の聴き取り訪問及び訪問時の安否確認を行い、商工会加盟店（登録店）による外出困難な要援護者宅へ商品を届ける支援
	送迎 移動販売	交通手段などがなく、商品を目で見て買い物したい要援護者を地域の力を活用した送迎や民間の力を活用した新たな買い物支援
	ツアー	年に数回程度の買い物ツアー
町 の 役 割	①社協への補助（補助金の支払い）を行う。	
	②ニーズ調査の実施、集計・分析をする。	
	③ニーズ調査を踏まえた送迎・移動販売の関係機関との検討・協議をする。	
	④生活福祉相談センターへ連絡のある相談事に対応する。	
	⑤社会福祉士が御用聴きサポーターの訪問に定期的に同行する	
地 域 や 社 協 に 期 待 す る こ と	地 域	社 協
	① できる限り町内のお店で買い物をすること。	①商工会と連携した「宅配サービス」の仕組みづくり
	② 地域で買い物に困っている人がいた場合は、買い物支援センター（社協内）を紹介すること。	②「買い物ツアー」の仕組みづくり
効 果 ・ 成 果	新たな買い物支援の構築と安否確認の二重の効果が期待できる。	
	御用聴きサポーターによる相談事の発見とその後の生活福祉相談センターへのつながりが期待できる。	
	福祉分野における商工会との連携が図られる。	
	町民同士の関係づくり、相談事の発見・解決につながる。	
	社会福祉士の定期的な同行訪問によって、困り事などの早期発見が期待できる。	
年 度 計 画	H26	
	宅配サービス、買い物ツアーの仕組みづくりから実践まで	
	ニーズ調査の実施、集計・分析	
	ニーズ調査を踏まえた送迎・移動販売の仕組みづくりの協議・検討	

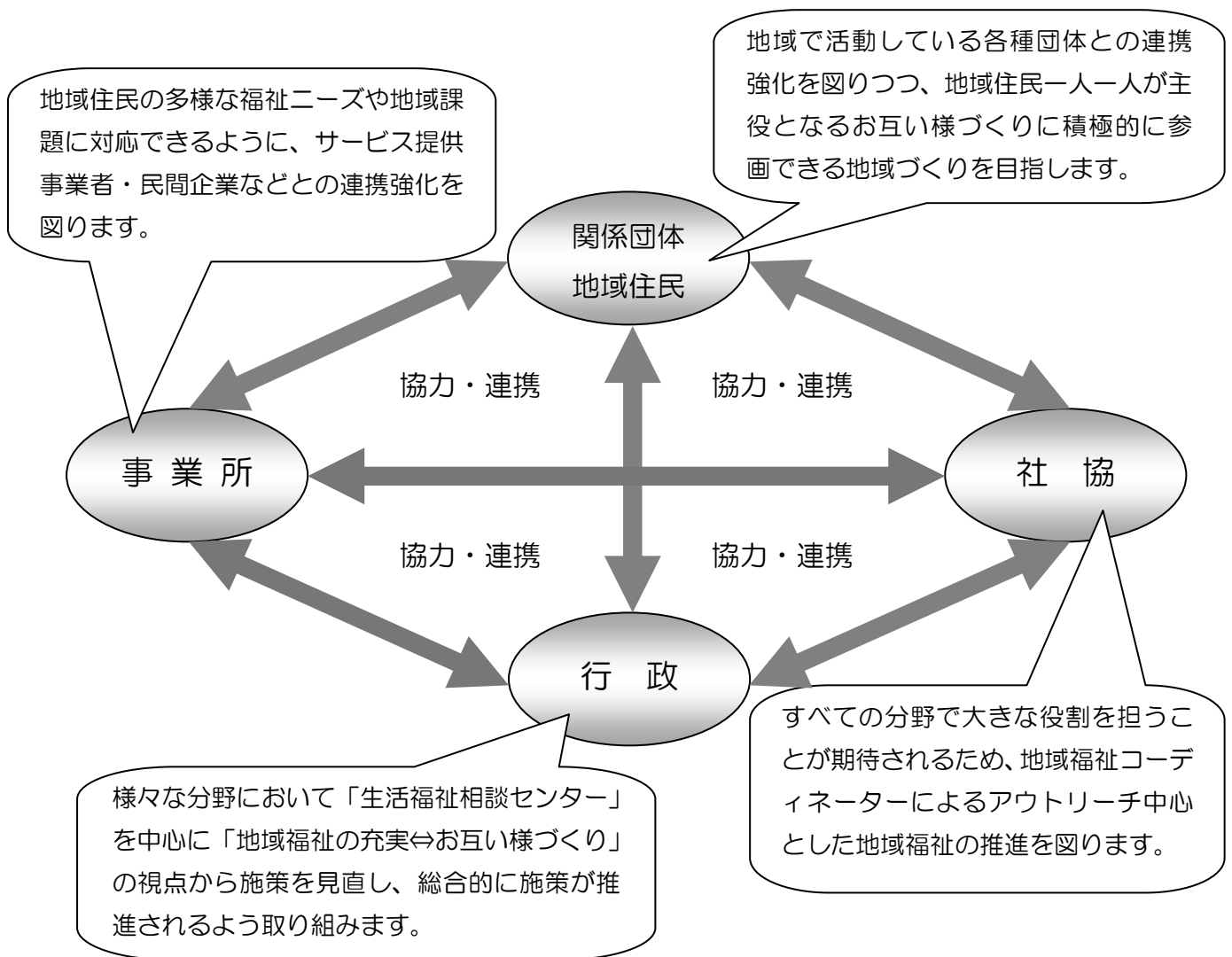
【重点施策5 権利擁護の推進・充実】

具体的行動	後見制度の基盤づくり
内 容	人材育成のための後見制度の研修会・講演会の開催
財源区分	国・道補助金
実施主体	町、社協
協力連携	旭川成年後見センター、町内事業所
ポイント事業	市民後見人の養成・育成・実践
	成年後見制度の研修会の開催
	旭川成年後見センターとの連携
	法人後見に関する準備・検討
	日常生活自立支援事業の推進
町の役割	①市民後見、成年後見制度の地域住民に対する周知・PRを行う。
	②地域住民向けの「成年後見制度の研修会」を開催する。
	③地域（町内会）や民生委員児童委員などの見守り活動、生活福祉相談センターや社協に相談のある内容などから、地域に埋もれている後見制度を利用すべき人・世帯の現状把握を行う。
	④生活福祉相談センター、社協、事業所など向けの「法人後見の研修会」を開催する。
	⑤旭川成年後見センターとの連携
社協に期待すること	日常生活自立支援事業から成年後見まで一体的な権利擁護のシステムづくり
効 果 ・ 成 果	住民に広く後見制度を周知・PRすることができる。
	将来的に市民後見人の有効性及び町単独の成年後見センター設立（後見法人取得による）の可能性がある。
年度計画	H26
	市民後見人の養成・育成
	成年後見制度の研修会・講演会
	法人後見の有効性の検討・準備・研修会
	日常生活自立支援事業の推進

◆ 計画の推進

1. 計画を進めていくためには

本計画を進めていくためには、地域住民・関係団体、事業所、社協、行政が連携・協働することが重要です。



2. 社協との強い連携によるお互い様づくりの推進

社会福祉法において、社協は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、民間福祉団体として主体的に社会福祉事業の企画・実践・普及など地域に寄り添った地域福祉コーディネーターを中心に、地域福祉活動を展開していきます。

◆ 資料

資料1. お互い様づくり行動計画検討会委員名簿

No.	区 分	氏 名	所 属
1	委 員	新田 哲也	福祉課長
2	委 員	森脇 寛江	福祉課主幹兼地域包括支援センター担当
3	委 員	南 結佳	生涯元気課保健師長
4	委 員	梅澤 美幸	鷹栖町社会福祉協議会代表者
5	委 員	尾上 健介	(社福) 鷹栖さつき会代表者
6	委 員	石山 和則	(社福) 鷹栖共生会代表者
7	オブザーバー	白戸 一秀	旭川大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科教授
8	アドバイザー	波濤 幸敏	社会福祉法人 さつき会 施設長 (実践者)
9	事務局	松木 健一	事務局 (福祉課地域福祉係)
10	事務局	加藤 景子	事務局 (福祉課地域福祉係)
—	合同事務局	前井 敏夫	合同事務局 (社協事務局長)
—	合同事務局	山本 沙織	合同事務局 (社協嘱託)

資料2. 検討会の開催経過

回数	開催日程	開催時間	参加人数	主 な 内 容
第1回	H25.2.18	14:00	10名	委嘱状交付、自己紹介、設置規則、助け合い・支え合い住民アンケートの実施、今後のスケジュール
第2回	H25.6.5	15:30	8名	アンケート集計結果、研修会の開催、住民座談会の予定
第3回	H25.8.21	14:00	9名	児童向けアンケート集計結果、アンケート集計結果全体報告会及び住民座談会説明会の予定
第4回	H25.9.13	15:00	10名	アンケート全体報告会の報告、アンケート集計結果からの「課題・テーマ」の検討、住民座談会の概要
第5回	H25.9.26	9:30	7名	住民座談会の委員によるシュミレーション、委員の役割の検討
第6回	H25.10.9	14:00	9名	住民座談会概要及び委員の役割の最終確認、今後のスケジュール
第7回	H26.2.12	18:00	10名	住民座談会集約の報告、お互い様づくり行動計画及び概要版の素案の提案
第8回	H26.2.25	15:00	8名	お互い様づくり行動計画及び概要版の確定、今後のスケジュール

資料3. お互い様づくり行動計画策定検討会設置規則

(設置)

第1条 鷹栖町における地域福祉の充実に関し必要となるべき措置について、住民の意見を聴取するため、お互い様づくり行動計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の事務を行う。

- (1) お互い様づくり行動計画の策定に関する事項
- (2) アンケート調査に関する事項
- (3) 住民座談会に関する事項
- (4) その他お互い様づくり行動計画の策定に関する必要な事項

(組織)

第3条 検討会の委員は、別表に掲げる団体及び住民のうちから町長が委嘱する。

2 検討会は、委員7名以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとし、再任を妨げない。

ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、検討会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、必要に応じて事務局が召集し、委員長が議長となる。

2 検討会は、必要に応じて広く住民から意見を聞くことができる。

3 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、検討会の案件に関し、専門家をオブザーバー及び実践者をアドバイザーとして招くことができる。

5 委員長は、必要があると認められるときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員、オブザーバー、アドバイザー及び委員長が出席を求めた者は、検討会を通じて知り得た事項を漏らしてはならない。その職を退いたあとも同様とする。

(謝礼)

第8条 委員への謝礼は、1日当たり2,000円とする。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、福祉課地域福祉係において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

附 則

この規則は、平成25年2月18日から施行する。

別表(第3条関係)

団体及び住民
福祉課の代表者、生涯元気課の代表者
鷹栖町社会福祉協議会代表者
(社福) 鷹栖さつき会代表者
(社福) 鷹栖共生会代表者



お互い様づくり行動計画

平成 26 年度～平成 31 年度

【平成 26 年 3 月発行】

【発行】鷹栖町

〒071-1292 上川郡鷹栖町南 1 条 3 丁目 5 番 1 号

<http://town.takasu.hokkaido.jp/gyousei/index.html>

【編集】鷹栖町 福祉課 地域福祉係

電 話；0166 (87) 2112

ファックス；0166 (87) 2226

E-mail：hukusi@town.takasu.hokkaido.jp
